

Ⅱ 青森県個人情報保護条例の解釈運用基準

(平成11年5月17日制定)
(平成18年2月22日一部改正)
(平成19年3月28日一部改正)
(平成19年9月25日一部改正)
(平成20年3月27日一部改正)
(平成21年3月31日一部改正)
(平成22年1月19日一部改正)

目 次

第1章 総則

第1条 目的	75
第2条 定義	
第1号（個人情報）	77
第2号（実施機関）	79
第3号（事業者）	80
第4号（本人）	81
第5号（保有個人情報）	82
第6号（個人情報電算ファイル）	85
第3条 県の責務	86
第4条 事業者の責務	87
第5条 県民の責務	88

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

第6条 個人情報取扱事務の登録等	89
第7条 保有の制限等	93
第8条 取得の制限	95
第9条 利用及び提供の制限	102
第10条 情報機器の結合による提供の制限	106
第11条 安全性及び正確性の確保等	108
第12条 職員等の義務	110
第13条 委託に伴う措置等	111

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止

第14条 開示請求権	113
第15条 開示請求の手続	114
第16条 開示請求に対する決定、通知等	116
第17条 事案の移送	121

第18条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	123
第19条	開示の実施	126
第20条	口頭による開示請求等	128
第21条		
第1項	(開示義務)	130
第1号	法令秘情報	131
第2号	不開示指示情報	132
第3号	開示請求者本人に関する情報	133
第4号	開示請求者以外の個人情報	134
第5号	法人等情報	138
第6号	公共安全等情報	141
第7号	審議検討等情報	143
第8号	事務事業情報	145
第9号	任意提供情報	149
第2項、第3項	(部分開示)	151
第22条	裁量的開示	154
第23条	個人情報の存否に関する情報	155
第24条	費用負担	157
第25条	法令又は他の条例による開示の実施との調整	158
第26条	訂正請求権	160
第27条	訂正請求の手続	162
第28条	訂正義務	163
第29条	訂正請求に対する決定、通知等	164
第30条	事案の移送	167
第31条	訂正の実施の通知	168
第32条	利用停止請求権	169
第33条	利用停止請求の手続	171
第34条	利用停止義務	172
第35条	利用停止請求に対する決定、通知等	174
第35条の2	県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て	176
第36条	不服申立てがあった場合の手続	177
第37条	適用除外	180

第3節 雑則

第38条	苦情処理	182
第39条	県が出資する法人の講ずる措置	183
第40条	施行事項	184

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

第41条	個人情報取扱指針	185
第42条	取扱いの適正化	186

第43条	不適正な取扱いの是正措置	187
第44条	苦情等の処理	188
第45条	説明又は資料提出の要求	189
第46条	公表	190
第47条	国及び県以外の地方公共団体との協力	191

第4章 雑則

第48条	適用除外	192
第49条	運用状況の公表	193
第50条	施行事項	193

第5章 罰則

第51条		194
第52条		196
第53条		197
第54条		198
第55条		199

附 則

第1項	施行期日	200
第2項	経過措置	200
第3項	青森県情報公開条例の一部改正	201
第4項	青森県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置	202

改正条例（平成17年3月青森県条例第21号）附則

第2項	（公安委員会及び警察本部長の保有個人情報に係る適用区分）	203
-----	------------------------------	-----